

# 一般社団法人全日本テコンドー協会 審判員規程

## (目的)

**第1条** この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会(以下、「当法人」という。)の定款第57条の規定に基づき、審判員について必要な事項を定める。

## (種類・資格)

**第2条** 審判員の種類は次に掲げる8種類とし、当該8種類の審判員はそれぞれ次に定める資格を有するものとする。

- (1) 国際(キョルギ)審判員 世界テコンドー連盟((5)において「WTF」という。)が主催し又は公認する国際大会におけるキョルギ競技の審判資格
  - (2) S級(キョルギ)審判員及びA級(キョルギ)審判員 当法人が主催する大会、加盟団体(定款第40条に規定する加盟団体をいう。以下、同じ。)若しくは準加盟団体(定款第48条に規定する準加盟団体をいう。以下、同じ。)が主催する大会又は加盟団体若しくは準加盟団体の傘下の団体が主催するオープン大会等におけるキョルギ競技の審判資格
  - (3) B級(キョルギ)審判員 加盟団体若しくは準加盟団体が主催する大会又は加盟団体若しくは準加盟団体の傘下の団体が主催するオープン大会等におけるキョルギ競技の審判資格
  - (4) C級(キョルギ)審判員 加盟団体又は準加盟団体の傘下の団体が主催するオープン大会等におけるキョルギ競技の審判資格
  - (5) 国際(プムセ)審判員 WTFが主催し又は公認する国際大会におけるプムセ競技の審判資格
  - (6) S級(プムセ)審判員及びA級(プムセ)審判員 当法人が主催する大会、加盟団体若しくは準加盟団体が主催する大会又は加盟団体若しくは準加盟団体の傘下の団体が主催するオープン大会等におけるプムセ競技の審判資格
- 2** S級(キョルギ)審判員のみが国際(キョルギ)審判員の資格審査を受けることができるものとし、S級(プムセ)審判員のみが国際(プムセ)審判員の資格審査を受けることができるものとする。
- 3** B級(キョルギ)審判員は当法人が主催する大会におけるキョルギ競技の副審と、C級(キョルギ)審判員は加盟団体又は準加盟団体が主催する大会におけるキョルギ競技の副審となることができる。

## (認定)

**第3条** 次に掲げる審判員の資格は、それぞれ次に定める者に与える。

- (1) S級(キョルギ)審判員 3段以上のA級(キョルギ)審判員のうち、積極的に当法人が主催する大会におけるキョルギ競技の審判を務め、かつ、国際(キョルギ)審判員に相応しいと委員会が認定したもの

- (2) A級（キョルギ）審判員 2段以上のB級（キョルギ）審判員のうち、当法人が主催するA級（キョルギ）審判員認定講習会においてA級（キョルギ）審判員と認定されたもの
  - (3) B級（キョルギ）審判員 初段以上のC級（キョルギ）審判員のうち、当法人が主催するB級（キョルギ）審判員認定講習会においてB級（キョルギ）審判員と認定されたもの
  - (4) C級（キョルギ）審判員 3級以上の者のうち、所轄地方ブロック長が主管するC級（キョルギ）審判員認定講習会においてC級（キョルギ）審判員と認定されたもの
  - (5) S級（pumse）審判員 3段以上のA級（pumse）審判員のうち、積極的に当法人が主催する大会におけるpumse競技の審判を務め、かつ、国際（pumse）審判員に相応しいと委員会が認定したもの
  - (6) A級（pumse）審判員 2段以上のB級（pumse）審判員のうち、当法人が主催するA級（pumse）審判員認定講習会においてA級（pumse）審判員と認定されたもの
- 2 前項（1）のS級（キョルギ）審判員に係る認定及び同項（5）のS級（pumse）審判員に係る認定の基準に関しては、委員会が別に定める。
  - 3 前項（2）のA級（キョルギ）審判員認定講習会及び同項（6）のA級（pumse）審判員認定講習会の参加基準に関しては、委員会が別に定める。
  - 4 審判員の資格は、満20歳以上の者（審判に相応しくないと認められる特別な事情のある者を除く。）でなければ与えることができない。
  - 5 委員会は、審判員の技能が低下したと認められる場合には、審議を経て審判員の資格を変更し又は取り消すことができる。
  - 6 審判員の資格を与え又は変更し若しくは取り消す場合には、当該審判員の所属する加盟団体又は準加盟団体を通じて書面によりその旨を通知する。

#### （定年）

**第4条** 審判員の定年は、次に掲げる審判員の区分に応じ、それぞれ次に定める満年齢までとする。

- (1) A級（キョルギ）審判員及びB級（キョルギ）審判員 60歳
  - (2) A級（pumse）審判員 70歳
- 2 C級（キョルギ）審判員の定年は、審判員が所属する加盟団体又は準加盟団体が定める。

#### （認定講習会）

**第5条** 当法人は、毎年1回以上、A級（キョルギ）審判員認定講習会、B級（キョルギ）審判員認定講習会及びA級（pumse）審判員認定講習会を開催するものとし、所轄地方ブロック長（北海道・東北、関東・信越、東海、近畿・中国・四国及び九州のそれぞれの加盟団体及び準加盟団体によって構成されるブロックの審判員を統括する者として選任された者をいう。以下、同じ。）は、毎年1回以上、C級（キョルギ）審判員認定講習会を開催するものとする。

- 2 加盟団体又は準加盟団体は、それぞれ審判長（S級（キョルギ）審判員、A級（キョルギ）審判員、S級（プムセ）審判員又はA級（プムセ）審判員に限る。）を選任するとともに、自己に属する審判員の審判技術の向上を図るために審判教育講習会を年に2回以上開催するものとする。
- 3 加盟団体又は準加盟団体は、前項の審判教育講習会を開催する場合には、当法人に講師の派遣を要請することができる。
- 4 当法人は、前項の講師の派遣の要請に応じて加盟団体又は準加盟団体に講師を派遣する場合には、加盟団体又は準加盟団体毎に、年1回に限り、当該派遣の費用を負担する。

#### （登録）

- 第6条** 委員会が新たに資格を与えたA級（キョルギ）審判員、B級（キョルギ）審判員及びA級（プムセ）審判員並びに所轄地方ブロック長が新たに資格を与えたC級（キョルギ）審判員は、委員会又は所轄地方ブロック組織委員会に新たに審判員登録を行い、所定の登録料を納入しなければならない。
- 2 委員会及び所轄地方ブロック長は、前項の規定に基づき審判員が審判員登録を行った場合には、審判員の資格認定証及びライセンスカードを交付しなければならない。

#### （資格の有効期間）

- 第7条** A級（キョルギ）審判員、B級（キョルギ）審判員及びA級（プムセ）審判員の資格の有効期間は、それぞれ当該資格を得た日から1年を経過する日を含む年の最初のA級（キョルギ）審判員認定講習会の日、B級（キョルギ）審判員認定講習会の日及びA級（プムセ）審判員認定講習会の日までとする。
- 2 C級（キョルギ）審判員の資格の有効期間は、当該資格を得た日から2年を経過する日を含む年の最初のC級（キョルギ）審判員認定講習会の日までとする。

#### （資格の更新）

- 第8条** A級（キョルギ）審判員、B級（キョルギ）審判員、A級（プムセ）審判員及びC級（キョルギ）審判員は、それぞれA級（キョルギ）審判員認定講習会、B級（キョルギ）審判員認定講習会、A級（プムセ）審判員認定講習会及びC級（キョルギ）審判員認定講習会を受講し、その資格を更新することができる。

#### （登録料）

- 第9条** 審判員は、新たに審判員の資格を得たとき及び審判員の資格を更新したときは、登録料として3,000円を納入しなければならない。

#### （届出）

- 第10条** 審判員は、「資格認定証」に記載されている事項に異動があった場合には、

速やかに届け出なければならない。

#### (義務)

**第11条** 競技の審判長は、当該競技の審判報告書を当該競技日の翌日迄に当法人に送付しなければならない。

- 2 審判員は、所定の講習会、研修会等に出席し、自己の審判技術の向上に努め、審判活動に積極的に参加しなければならない。
- 3 女性審判員に関しては、前項の規定にかかわらず、妊娠が判明した日から産後6か月を経過する日までの間、所定の講習会、研修会等への出席及び審判活動への参加を免除する。

#### (服装等)

**第12条** 審判員の服装の色は、原則として、シャツにあつては白、ズボンにあつては黒又は紺、ネクタイにあつては青又は紺、シューズにあつては白とする。ただし、公式戦の場合、審判員の服装は、当法人が指定したものとしなければならない。

#### (審判員の指導者)

**第13条** 当法人が認定し管轄する審判員の指導者（インストラクター）となることができる者は、当法人に所属するA級（キョルギ）審判員又はA級（プムセ）審判員のうち、審判員の指導者（インストラクター）としての資格を得た者（A級（キョルギ）審判員講習会又はA級（プムセ）審判員講習会を受講している者に限るものとし、登録料を納入していない者を除く。）とする。

- 2 審判員の指導者（インストラクター）は、資格認定証及び審判研修会の講師を務める技能のある者でなければならない。
- 3 加盟団体又は準加盟団体の審判員の指導者（インストラクター）に関しては、前2項の規定を準用する。

#### (表彰)

**第14条** 当法人は、委員会の審議を経て、審判技術の向上に著しく貢献した者を表彰するものとする。

#### (処分)

**第15条** 当法人は、審判員が次に掲げる事由に該当した場合には、委員会の審議を経て、当該審判員に対して、訓告、6か月の審判停止又は1年の審判停止の処分を行う。

- (1) 不平等な判定等を行ったこと
  - (2) 審判委員会の許可なく審判委員会又は当法人の名称を用いたこと
  - (3) 本規程及び審判員細則の規定に違反したこと
  - (4) (1) から (3) までに掲げる事由に準ずる事由
- 2 加盟団体又は準加盟団体は、当法人が主催する大会に自らの団体から5名以

上の参加者（競技者）がある場合には、1名以上の審判員（S級（キョルギ）審判員、A級（キョルギ）審判員、S級（プムセ）審判員又はA級（プムセ）審判員に限る。次項において同じ。）を派遣しなければならない。

- 3 加盟団体又は準加盟団体が前項に規定する場合において、1名以上の審判員を派遣しなかったときは、当該加盟団体又は準加盟団体は、当法人に経費負担金として10万円を支払わなければならない。

#### **（審判委員会への連絡）**

**第16条** 加盟団体又は準加盟団体は、自らが主催し若しくは後援する大会又は自らの傘下団体が主催するオープン大会等において、前条第3項の適用を受ける事実に準ずる事実があった場合には、直ちにその旨を当法人に連絡しなければならない。

#### **（雑則）**

**第17条** この規程に定めるもののほか、審判員について必要な事項は、会長、専務理事及び審判委員長が協議して定めるものとする。

#### **附則**〔平成27年8月22日改正〕

平成27年8月22日の平成27年度第5回理事会において承認されたこの規程の全文改正（以下、「全文改正」という。）は、同日から施行する。